



嵐山地域 秋の臨時交通規制のお知らせ



嵐山地区では、地域関係者、学識者、交通事業者、京都府警等関係機関などで構成する「嵐山交通対策研究会」において、秋の観光シーズンの交通対策について検討を行った結果、以下のとおり臨時交通規制を実施することとなりましたのでお知らせします。

交通対策の期間中、ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆臨時交通規制の内容◆

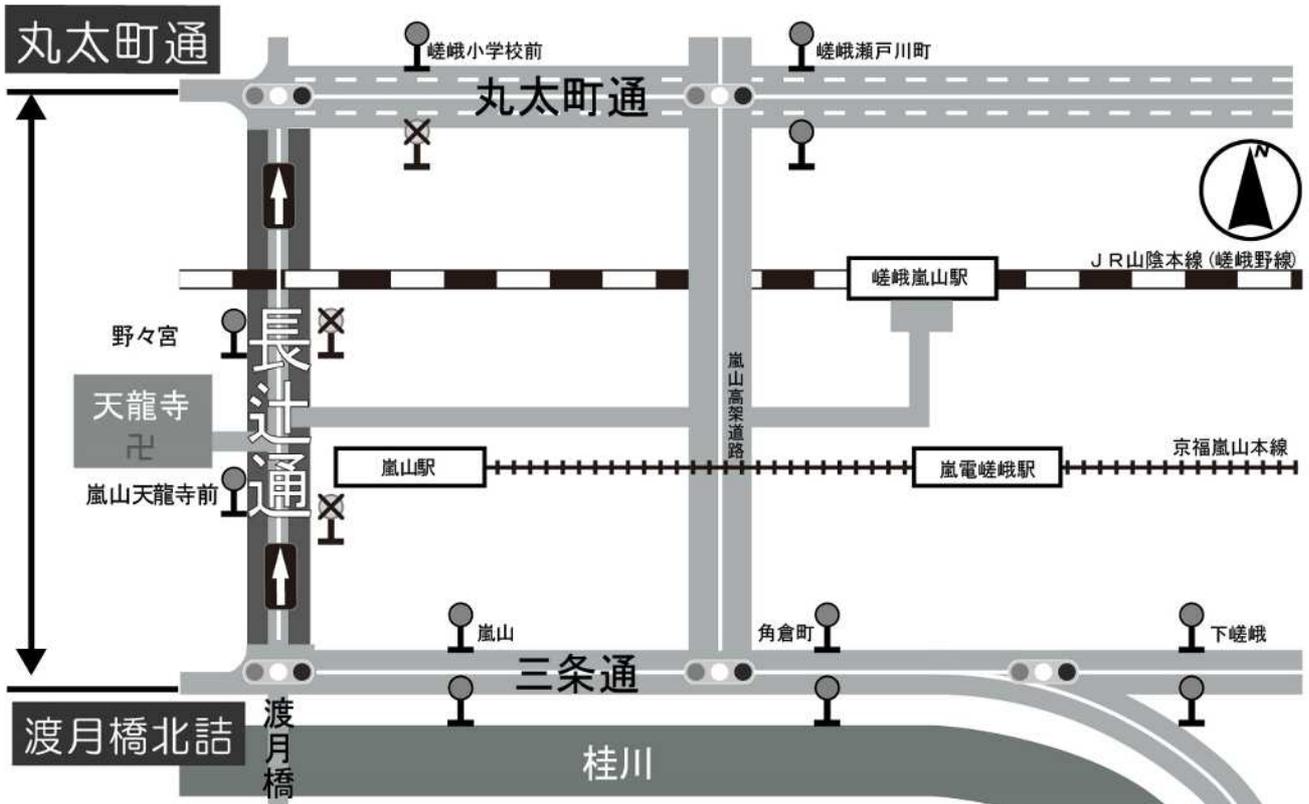
① 令和5年11月1日(水)から30日(木)までの規制について

今年度
試行実施

平日も長辻通(三条通～丸太町通)北行一方通行を実施(※1)

規制時間:午前10時から午後5時まで 規制対象:車両(二輪・軽車両除く)

(11月18日(土)、19日(日)、23日(木・祝)、25日(土)、26日(日)につきましては、規制内容が異なりますので、裏面をご覧ください。)



※1 長辻通では、年間を通じて土・日・祝日は同内容の北行一方通行規制が実施されていますが、当該期間中(11月1日～30日)は、平日を含む全日において、北行一方通行規制となりますのでご注意ください。

<路線バスの運行経路について>

当該期間中(11月1日～30日)は、平日も通常の土日祝日と同様の経路で終日運行するとともに、歩行者用道路規制の実施日(11/18、19、23、25、26(裏面参照))は、迂回運行等が実施されますので、各バス事業者のホームページ等をご確認いただきますようお願いいたします。

② 令和5年11月18日(土)、19日(日)、23日(木・祝)、25日(土)、26日(日)の規制について

ア 長辻通(三条通～丸太町通)の交通規制

自転車は降りて
通行してください。

規制時間	規制内容	規制対象
午前10時から午後1時まで	北行一方通行	車両(二輪・軽車両除く)
午後1時から午後5時まで	歩行者用道路	全車両

イ 嵯峨街道(渡月橋北詰～阪急嵐山駅前 ※2) 南行一方通行

※2 渡月小橋南詰から松尾嵐山経 66 号線までの間を除く

規制時間: 午前 10 時から午後 5 時まで 規制対象: 車両(路線バス・軽車両除く)

